

会 議 録

会 議 名	平成30年度第4回小金井市空家等対策協議会
事務局（担当課）	地域安全課、まちづくり推進課
開催日時	平成31年2月15日（金） 10時00分～11時00分
開催場所	小金井市商工会館 萌え木ホールA
出席委員（敬称略）	会長：西岡真一郎 座長：宇於崎勝也 百瀬和浩、沖浦あつし、清水輝明、宇嶋吉樹、亙理鐵哉、 上村久子、鈴木菜穂美
欠席委員（敬称略）	星野伸之、藤原真由美、宮下竜一、室岡利明、松井峰夫
その他出席者	なし
傍聴者	0名
事務局出席者	加藤総務部長 東山都市整備部長 大関地域安全課長、穂山地域安全係長、北林地域安全係主事 黒澤まちづくり推進課長、森住宅係長、小島住宅係主査 ランドブレイン株式会社 西田、生山
会議次第	1 開会 2 報告 (1) 平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会会議録 について (2) 平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会における 主な意見について 3 議 題0 (1) 小金井市空家等対策計画（案）に対する意見及び検討結 果について (2) 小金井市空家等対策計画（案）概要版について (3) （仮称）空家等対策専門部会の方向性について (4) その他 4 閉会
会議内容	会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり
その他	なし

平成30年度第4回小金井市空家等対策協議会 会議録

平成31年2月15日（金）

【会長】 本日はお忙しい中、本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。これより、平成30年度第4回小金井市空家等対策協議会を開会いたします。

本日は、今までの協議内容を踏まえて空家等対策計画（案）のパブリックコメントを実施しておりますので、その結果について事務局から報告を受けます。その上で、市民からの意見に対して、市の検討結果について協議し、空家等対策計画を策定していきたいと考えております。また、前回の協議会で課題となっておりました、来年度に実施する予定の（仮称）空家等対策専門部会の方向性について、提案を受けることとなっておりますので、その点についても協議していきたいと考えております。

初めに、本日は松井委員が遅れる旨、また星野委員、藤原委員、宮下委員、室岡委員から欠席の連絡をいただいております。従いまして、本日の出席委員は、現在9名ですので、当会議が成立していることを確認させていただきます。

それでは、会議に入りたいと思いますが、進行については、宇於崎座長に交代したいと思います。座長、よろしく願いいたします。

【座長】 これより私の方で進行させていただきます。本日の協議会はお手元の次第にそって進行させていただきます。最初に第1回協議会でもお話しておりますが、小金井市の協議会は小金井市市民参加条例により原則公開となっております。個人情報や協議する場合等は非公開とすることとなりますが、本日の会議は個人情報を取り扱いませんので、公開となります。ご了解ください。本日、傍聴人はおりますか。

【事務局】 おりません。

【座長】 それでは、議題に入る前に配布資料の確認を事務局よりお願いします。

【事務局】 本日の配布資料は、
次第。

第3回空家等対策協議会会議録（案）。

資料1：平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会の主な意見と対応。

資料2：小金井市空家等対策計画（案）に対する意見及び検討結果について。

資料3：小金井市空家等対策計画概要版案。

資料4：（仮称）特定空家等対策専門部会の位置付け。

協議会限り資料：専門部会の委員選出における検討事項。

空家等対策計画（案）平成30年12月。

になります。

なお、資料につきましては、平成30年度第3回空家等対策協議会会議録（案）、資料1及び資料2を事前に送付させていただいております。

また、協議会限り資料については、本日協議会終了後、持ち帰らないようご協力をお願いいたします。

以上になりますが、資料がない方は挙手をお願いします。

【座 長】 それでは次第に沿って進めていきます。本日の協議会の趣旨は、今までいただいた意見をもとに事務局で内容を精査し、空家等対策計画（案）としてパブリックコメントをかけております。このパブリックコメントの結果を受け、市としての検討結果の提示があります。従いまして、委員の皆様には、この検討結果を踏まえ、空家等対策計画（案）を空家等対策計画とするために、最終的なご意見があれば頂戴したいと思います。

協議に入る前に、報告事項がありますので、前回同様、（1）平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会会議録について、（2）平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会における主な意見について、を事務局より報告していただき、ご質問等あれば一括して受けたいと思います。それでは、報告をお願いします。

【事務局】 （1）平成30年11月20日に開催した会議録につきましては、事前に何名かの委員から修正がありましたので、それを反映したものを再度送付させていただいております。この内容でよろしければ、会議録として決定し、正式な会議録として公開させていただきたいと考えております。

続きまして、（2）平成30年度第3回小金井市空家等対策協議会における主な意見について、お手元に配布してある資料1をご覧ください。この内容を踏まえて、小金井市空家等対策計画（案）に反映し、パブリックコメント

をかけておりますので、ご了承いただきたいと思います。

主な意見を抜粋し、説明させていただきます。計画書中の地図の中の字が小さいということで、可能な限りで文字が大きくなるよう修正しました。27ページの概念図中、⑤だけ行間が長くなっているということで、見やすく修正させていただきました。36ページの「個別案件ごとに利活用が必要な場合」については、ご意見の通り変更しました。42ページの弁護士会の電話番号を変更してほしいということでしたので、変更しました。43ページの社会福祉協議会への問い合わせについて、「不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ形式)の相談に関すること」に修正してほしいとのことでしたので、修正しました。44ページの庁内の窓口を一番目立つようにできないかという意見については、概要版で大きく表示させていただくということで、対策計画(案)は修正しておりませんが、ご了承いただきたいと思います。概要版は、計画書よりも分かり易い形で市民にとって読みやすくしてほしいという意見もありましたので、そちらの意見も反映させて概要版を作成しました。最後に、遠方にいる所有者は市の取り組みを知る機会がないので対応を考えなければならないということでしたが、パブリックコメントでも同様の話が出てきておりますので、次の議題でお話しさせていただきます。

報告事項については以上になります。

【座 長】 事務局から2点報告がありました。1点目は前回の会議録についてで、修正いただいているということですが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

【座 長】 ご意見なしということで決定したいと思います。

それから、2点目の前回の意見への対応について、配布資料に計画案、概要版があり、意見を反映したものとして作成されています。ご意見が反映されているかどうか、ご確認ください。

(意見なし)

【座 長】 それでは議題に入ります。(1)小金井市空家等対策計画(案)に対する意見及び検討結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (1)小金井市空家等対策計画(案)に対する意見及び検討結果について、説明いたします。資料2をご覧ください。1枚目が概要、2枚目以降が詳細

です。説明の前に資料の訂正をお願いします。概要中の5行目に福祉会館の表記が入っておりますが、現在はありませんので、訂正して削除をお願いいたします。意見の募集は平成30年12月17日から平成31年1月21日まで実施しました。意見を出していただいた人数が2人、出していただいた意見が4件あります。1人が直参で1人が郵送です。意見と検討結果については、パブリックコメントの受付については、ホームページのほか、地域安全課、広報秘書課、まちづくり推進課、情報公開コーナー、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井駅開設記念会館で実施いたしました。

続きまして、意見の内容です。4件ございまして、1件目が空家等対策の基本方針についてです。基本方針作成にあたって、空家等対策の優先順位を明確にさせていただきたいというものと、空き家に関して一刻も早く危険を除去していただきたいというものです。市の検討結果につきましては、この対策計画自体が発生予防から倒壊の危険等がある住宅への対応までの基本的な取り組み方針を定めたものであるため、優先順位等の序列はございません。というものになります。また、一刻も早く危険を除去してほしいという内容については、市でも必要な措置を適切に講じ、生活環境の保全を図っていきたい。という回答にさせていただきます。2件目については、基本方針及び取り組みでございまして、寄せられた意見としては、所有者は別の場所に住んでおり地域住民の危険など、市役所を通じて初めて知のみなので、行政として積極的・継続的に指導・支援を行ってほしいというものです。これは資料1の中でも課題となっていたものです。現在の市の対応として、該当する空家等の状況を確認したうえで、市から所有者へ改善要求の文書を送付しております。今後、所有者が遠方に居住している場合には、対策計画にも記載する予定のシルバー人材センターの空家管理サービスや、管理代行団体のお知らせなどを同封させて頂きたいと考えています。3、4件目については、特定空家等への対策について、早急に特定空家等と認定し市としての誠意ある対応を希望する。及び大至急取りかかってください。というものです。要望という形ですが、市の対応としては、特定空家等に該当するか否かの判断をするため、認定基準の策定を行い、本計画（案）の37ページに記

載している特定空家等への措置も予定しております。なお、特定空家等と認められる空家等の所有者にとっては、強い公権力の行使を伴うことになるため、慎重に対応する必要があり、特定空家等と認定されるまでは、空家等の状況を確認した上で、引き続き所有者に対し改善要求を行ってまいります。という回答にさせていただきました。議題1についての説明は以上です。

【座 長】 事務局からパブリックコメントに対する検討結果について報告がありましたが、これについて意見があればお願いします。地域に存在する特定の空き家についての苦情のような感じもありますが、特定空家等に認定できるかという難しい課題もあります。そこが認定できれば、すぐに取りかかって、住民の皆さんの不安を解消していきたいと事務局側も考えているようですが、まだもう一步・二歩かかりそうです。今回の回答としては妥当だと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

【座 長】 それでは、意見書と対策計画の今後の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 意見書の公表につきましては、ホームページ、地域安全課、広報秘書課、まちづくり推進課、情報公開コーナー、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で行います。パブリックコメントを実施した場所と一緒です。公表期間は1か月程度を予定しており、時期は、2月25日の庁内検討委員会です承を得たうえで、3月1日を目途に公表する予定です。

対策計画の意見書による修正は、現時点ではございません。12月時点のものをベースに書き加えていきたいと思っております。現時点で若干変更内容があり、はじめに市長のあいさつが載ります。33ページのシルバー人材センターは、価格が改定されます。42ページの第二弁護士は、東京第二弁護士会に変更します。56ページの開催経過については、本日第4回を追記させていただきます。59ページの庁内検討委員会についても、開催経過に2月25日を追記させていただき、最終的な計画内容とします。また、文言や「てにおは」等を含めて最終的なチェックを行い、空家等対策計画といたします。

【座 長】 事務局には、今回のパブリックコメントに対する検討結果の公表をお願いしたいと思います。これをもって、空家等対策計画の策定にかかる協議を終了することといたします。

次に議題（２）小金井市空家等対策計画概要版（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 小金井市空家等対策計画概要版（案）の説明をさせていただきます。資料 3 をご覧ください。前回ご意見をいただいたように、分かりやすく考え方や取り組みを抜粋して記載したものです。この場でご意見をお伺いするのは難しいと思いますので、何かあれば 2 月中に事務局までご連絡をお願いしたいと思います。基本的には、基本方針の 1 から 5 が重要ということでそちらを記載し、相談窓口についても掲載しました。また、市の窓口を一番目立つように初めのページに大きく載せています。

【座 長】 説明が終わりました。この場で意見があればお願いします。お話しいただいたように、お持ち帰りいただき、後ほど意見をお伝えしていただいても大丈夫です。

【沖浦委員】 今日初めて見ますが、フォントも大きめで読みやすく、非常によろしいかと思えます。パブリックコメントの意見では、「この空き家をどうにかしてほしい。」という市民の切実な思いが感じられました。最終ページの継続的な空家等情報の把握・管理について、「空家等情報の把握には市民の皆さんの協力が不可欠なため、ご協力をお願いいたします。」とありますが、市民から空家の情報が欲しい、という思いなのでしょうか。また、今まで市民からの通報はどの位あるのでしょうか。

【事務局】 現在、空き家と思われるところの連絡はいただいております。関係部署が現地調査などで確認をして、明らかに空き家で入口が封鎖されているようなものは、データベースに登録しています。グレーなものは、ある程度調べてから登録しています。市民の皆さんには、怪しいものでも市に情報提供してほしい、という思いも込めています。

【沖浦委員】 これからも情報が欲しいというスタンスであれば、明らかに空き家のものから、本当に空き家なのかわからない怪しいものまで、データベースに情報を打ち込んでいくことになると思います。現地調査や所有者確認など、一本

の電話に対してどこまで対応するのでしょうか。沢山の連絡がきたら対応できるのでしょうか。

【事務局】 平成29年度に実態調査をまちづくり推進課で行っており、そのデータを引き継いでいます。電話で住所を聞いたのち、そのデータベースを見ると、該当しているものも結構あります。該当していないものは、現地調査をして新規登録していきます。グレーのものについては、ベルを鳴らして訪問したり、臨機応変に対応しています。

【座長】 電話がかなり沢山かかってくるという予測をされていますか。

【沖浦委員】 積極的にお願いすると、沢山連絡がくる事態も考えられると思います。

【事務局】 現在のところ、2週間に1本か2本の頻度で連絡が来る状況です。

【事務局】 まちづくり推進課で実態調査をするにあたり、地域安全課でそれまで対応してきた記録を整理したほか、道路管理課、環境政策課など関係各課で蓄積されたデータを地域安全課に集め、そのデータを引き継いだのち実態調査を行いました。それをデータベースにフィードバックしているのので、問い合わせのあったものは既に蓄積されていると思います。全く問い合わせが無かった新規のものは少ないのではないかと思います。

【沖浦委員】 電話が来ても、既に連絡が来ているものがほとんどだろうということですか。

【事務局】 そうです。

【座長】 やって見ないと分かりませんが、ある程度ストックはあるので、対応はそこまで混乱しないだろうということですか。

【亘理委員】 空家等に関する相談窓口のうち、「空き家の耐震診断・設計」と書かれています。空き家なので新たな設計ではなく、補強設計や改修設計という言葉の方が適切なのではないですか。

【座長】 事務局はこれをどこから引用しましたか。

【事務局】 対策計画案の41ページからです。

【亘理委員】 いきなり「耐震診断・設計」と出てくると「設計」の意味が分かりません。あくまでも耐震補強であり、改修のほうが合っていると思います。

【事務局】 再度整理して、適宜修正して誤解の無いようにしていきます。

【清水委員】 最後に「ご協力をお願いします。」と書かれています。この協議会のメンバ

一であれば、地域安全課に連絡すればよいとわかるのですが、市民にもわかるよう、連絡先がストレートに載っていた方がよいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 最初のページとリンクしていれば分かると思うので、表記を変えるか、空き家に関する窓口を下に載せるか、調整していきます。

【清水委員】 今の位置だと、上の協定団体の電話番号から選んでくださいというふうに見えます。

【座長】 ほかにいかがでしょうか。意見がないようですので、今いただいたご意見をもとに若干修正をかけるということにしたいと思います。

次に（３）（仮称）空家等対策専門部会の方向性について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （仮称）空家等対策専門部会の方向性について説明します。まずA3判の協議会限り資料をご覧ください。内部資料ではありますが、これがないと分かりにくいいため、協議会限り資料として出させていただきました。まず、専門部会のメンバーについて、協議会の中から選出するのか、協議会以外の人から選出するのか、それとも行政職のみで選出するのかを考えました。次に、どこまで決定するのかという点について、専門部会による協議の中で決めていくのか、それとも専門部会で検討のうえで協議会の中で決めていくのか、専門部会の権限の欄で示しています。

まず協議会から選出して専門部会が決定する場合のメリットは、協議会の一部の委員により決定することになるため、協議会での協議とみなすことが可能だという点です。デメリットは、専門部会が現時点では、特定空家等対策しかないため、一部委員のみで決定するという点に疑義があるのではないかとこのところでは。市の基本構想の起草委員会のように、各部会にいろいろ分かれて協議する形であればよいのですが、現在の形はそうになっておりません。専門部会でほとんどの事項が決められるため、協議会の必要性が問われると思います。2年の任期中、1回も協議会での協議事項がないことも想定されます。

次に、協議会から選出して協議会が決定するという場合のメリットは、専門部会と協議会の意見が合致していれば、協議会での協議に要する時間の短

縮が図れるほか、2回協議して決定したことになり、より一層根拠付けが明確になると思います。デメリットとしては、専門部会での協議が重複するとともに、案を策定した委員が同じ案件に対して協議することに疑義が生じるという点です。また、専門部会員は協議会で自らの案に反対しないので、協議会は専門部会委員以外での協議になってしまいます。

続きまして、協議会委員以外から選出して専門部会が決定する場合についてです。目的に沿った委員での協議及び決定となるため、迅速な対応が可能となります。デメリットは先ほどと一緒に、専門部会でほとんどの事項が決められるため、協議会の必要性が問われるところです。

続きまして、協議会以外から選出して協議会が決定する場合についてです。専門部会と協議会に諮ることで、専門性のある委員での十分な議論がなされます。ただ、デメリットとしては、協議会と専門部会の委員が顔合わせされていないため、専門部会が出た意見が協議会で反対された場合にプロである専門部会の委員のモチベーションが下がってしまうことと、迅速性が非常に欠けることが想定されます。

次に、行政職のみで選出して専門部会が決定する場合については、行政職のみで実施するため、迅速な対応が可能になります。ただし、協議会等の公的機関に意見を伺っていないため、所有者への説明根拠に不十分となる恐れがあります。

最後に、行政職のみで選出して協議会が決定する場合は、協議会委員全員が携わることになるのがメリットです。デメリットは、協議の状況によっては、内容について抜本的な変更や詳細な説明が求められる可能性があるという点です。

市の方向性としては、協議会委員もやる気がある方々が揃っており、専門性のある方々の意見をいただいているということも踏まえて、できれば最後の行政職の専門部会で選出し、皆さんにお諮りするというのがより良いと考えております。それを踏まえて、次の資料4の位置付けを説明させていただきます。

法律上は空家等対策計画の策定とその他実施に関する事項が、協議会に諮っていく事項となります。その他実施に関する事項の中で、特定空家等に対

する認定基準の作成と、②～④の特定空家等と認められる物件に対する立ち入り調査の方針、特定空家等に該当するか否かの判断、措置の方針を決めていくということになります。専門部会が行政職のみでよいということが決まった場合には、専門部会で案を作成し、協議会にお諮りしたいと思います。協議会の中で委員の皆さんの意見を聞きまして、専門部会へフィードバックします。再度案を修正し、協議会へ諮るという流れでいきます。協議会である程度決定がなされた場合、計画・方針等の施策への承認ということで、小金井市が最終的に決定します。よろしければ、こういう方向性で進めていきたいと思えます。説明は以上です。

【座長】 特定空家等をどう認定するかという方法論に、どれがベストかというのはないのですが、総務省から1月に空き家対策の実態調査報告が出ており、全国の先進事例が報告されています。認定方法は自治体ごとにそれぞれ違い、どれが良いかというものではないのですが、試行錯誤している事例があるので、これらを参考に小金井市も上手なやり方を見出していくことになると思えます。まず特定空家等の判定を、チェックリストや客観的なデータに基づき行政職のみが行って、協議会に諮る。協議会で検討して特定空家等だとなれば、最終的な指導まで検討する、という流れで、専門部会・協議会・市の関係性を作りませんか、という説明だったと思えます。これに対してご意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

【座長】 それでは、事務局からの提案を承認いたします。最後に、(4)その他について、事務局から説明がございます。

【事務局】 その他について4件ほどございます。

1点目ですが、来年度の6月29日をもって委員の皆さんの任期が切れます。公募委員の方については、できればまた申し込んでいただきたいと思います。また、専門職の委員については、協会にお願いしますので、引き続きやって下さる方はよろしくお願ひします。また行政職につきましても、人事異動があるかとは思いますが、引き続きご協力よろしくお願ひいたします。委員の改選については以上です。

続きまして次回開催についてです。対策計画の53ページをご覧いただきたい

のですが、このガイドラインの別紙1から別紙4が、特定空家等の認定基準に含まれるものです。例えば、別紙2の浄化槽等の放置、ごみ等の不法投棄となれば、市ではごみ対策課の所管になりますし、別紙3の景観ルールとなると環境政策課、別紙4の立木が道路にはみ出しているとなると道路管理課、というような形で委員を決めて、次回の協議会の開催前に専門部会を開き、次回の協議会では案を提示させていただきたいと考えています。本来であれば、専門部会は協議会の下部組織なので、第1回の協議会でメンバーと内容について了承をいただいてからやるべきものとは思いますが、それですと次回開催したときに委員の顔合わせと専門部会の内容確認で終わってしまいます。できれば専門部会を先に進め、案の提示までを次回協議会にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【座長】 行政職の皆さんで専門部会を開催するという事は先ほど決めましたが、次年度早々に専門部会を開いてある程度案を作成いただいてから協議会を開いた方が、審議が進むのでは、というご提案だと思います。ご意見はありませんでしょうか。

【鈴木委員】 専門部会は、何人位で、どんなメンバーか、イメージがあれば教えてください。

【事務局】 市の職員として想定されるのは、地域安全課、建築営繕課、道路管理課、環境政策課、ごみ対策課の一般職の職員です。関係行政機関には、多摩建築事務所の一般職の職員のほか、警察、消防は検討中でございます。それぞれ多くても1人ずつですので、6人プラス1人から2人になるというところで

【座長】 6人から8人位ということですね。

【鈴木委員】 意見として、消防は入ってもらった方がいい気がします。

【亘理委員】 私も消防は欠かせないと思います。

【座長】 まだ、打診していないと思いますので、ご協力いただけるよう相談してください。

【百瀬委員】 消防と建築主事が入っていないといけないと思いますので、ぜひご相談をお願いしたいです。

【座長】 次回協議会までのスケジュールについては、よろしいでしょうか。

(意見なし)

【座 長】 きちんと人選して専門部会を実施してほしいと思います。では続きをお願いします。

【事務局】 それを踏まえまして、次回協議会は8月を目途に開催を考えております。また、日程調整をしたいと思いますので、その時はよろしくをお願いします。

3点目ですが、今回、資料をメールで送付しました。東京都ではペーパーレスが進んでいますが、市では統一的な見解がないため、今後ペーパーレスか紙ベースかどちらにするか、次回までに決定させていただきたいと思えます。

【座 長】 東京都は、都庁の中に無線LANが飛んでいて、それを利用して通信しながら議論ができます。小金井市はおそらくそうになっていないと思うので、パソコンの中にデータを入れなければいけないという負担がかかります。今後どうするかはネットの環境も含めて庁内で議論していただければと思います。

【事務局】 4点目に、まちづくり推進課が2月2日に開催しました「小金井市でずっと安心して暮らす住まいと空き家対策フォーラム」について報告いたします。株式会社ミサワホームとの共催により、2月2日10時から16時まで、宮地楽器ホールの小ホール、マルチパーパスB、地下の練習室にて、セミナー、講演会、パネルディスカッション等を実施させていただきました。また、地下の市民ギャラリーにて、小金井市における空き家の有効活用・適正管理に関する協定締結団体による、住まいのなんでも相談会を同時実施しました。実施にあたり、協定締結の10団体、小金井市社会福祉協議会、空家・空地管理センター及び小金井市観光まちおこし協会にご協力をいただいております。参加人数は、空き家対策に関する説明会及び講演会について55名、各セミナーへの参加者合計で136名です。なお、本協議会からも宇於崎教授をはじめ、本日もご出席の亙理委員、宇嶋委員、清水委員、またご欠席されておりますけれども藤原委員、宮下委員、室岡委員にパネリストとしてご協力いただいております。おかげさまでご盛況のうちに無事実施することができました。この場をお借りして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【座 長】 フォーラムの説明がありました。参加されてみていかがだったでしょうか。

【亘理委員】 相談に来た時の振り分けがなかなか大変です。市で振り分けてくれたわけではなく、建築・工事・司法書士・弁護士など、専門家がお互いに協議してやっていたので、その辺は戸惑いました。

【宇嶋委員】 市民の方々は素人ですので、相談の項目が漠然としています。例えば税務関係など、何が必要かを確認して先生方を呼び集めていく。すると今度は私たちが必要なくなる可能性もあります。そのあたりのコーディネートをしていかないと、市民の方の話がぶれていくので、最後にまとめる方も必要かと思えます。そのようなことができれば、安心して相談した内容を持ち帰って、次のステップへいけるような気がします。

【清水委員】 複数の視点から相談を受けられるのは良いのですが、そこを振り分けて、コントロールするのが重要ですが難しいとも思いました。ただ、臨機応変に対応できたのはよかったと思います。複数で相談できる体制は非常に重要だと思うので、今後とも同じような形式で続けていただければと思います。

【座長】 コンパクトに専門家がまとまって、皆が顔を見ながら相談をできたのは良かったと思います。相談窓口は非常に盛況な時間と空いている時間があり、波があるという感じでした。フォーラムはもう少し人数が集まっていたらとありがたいと思ったのですが、繰り返し行うことで周知していけると思いますので、これからも継続的にお願いしたいと思います。

さて、これで終わりになりますが、最後に改めて対策計画について何かご意見がありますか。それでは、事務局から最後に連絡事項等をお願いします。

【事務局】 先ほどありましたように、次回協議会を8月に開催予定ですので、ご協力よろしくお願いします。以上です。

【座長】 それでは、我々は任期2年ということで、今回は最後になります。2年間を振り返って、何かご意見があれば挙手していただければと思います。

【亘理委員】 市の予算を引き上げていただいて、広報活動ももっと綿密にできるようにお願いいたします。今回のフォーラムは、ミサワホームにおんぶに抱っこのような印象を受けました。

【会長】 貴重なご意見をいただきありがとうございます。ミサワホームと共催させていただいて、市の職員もさまざまな経験を蓄積させていただきました。こういった経験を来年度に向けて生かしていけるように努力してまいります。

私も皆様方とともに全ての議論に参加させていただきました。また、私自身も空き家フォーラムや様々な講演を聞かせていただきました。人間の体と同じように、建物も生きており、体を大切にしていかなければいけないし、適正な管理が重要だと学ばせていただきました。フォーラムを開催しまして、たくさんの人々の関心も高いと思いました。この分野のみならず、市の広報はもっと情報発信機能を高めていかなければならないと常々感じておりますので、精一杯努力をさせていただきたいと思います。

【座長】他に何かございますか。

【百瀬委員】空家対策の最終目標は、特定空家等の扱いになると思いますが、法律的にも道理的にも難しい問題なので、慎重にやっていただきたいと思います。予防は民間でもできますが、特定空家等の指定と処置は行政の専権事項になるので、ぜひ十分な検討のもとにやっていただきたいと思います。

【会長】皆さんにご熱心にご協力いただき策定していただいた施策が来年度から実践されます。我々も経験したことない未踏の領域です。法的な問題も出るかもしれません。しかし、策定していただいた計画に基づきまして、取り組みを実践し、空き家がなく、市民が住宅を大切に管理できるまちを目指して努力していきたいと思います。

【清水委員】相談窓口があり、取り組んでいます、ということを知っていただきたいです。まだ市民に十分知られていないので、広げていくところに力を入れて、予算もかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【会長】空き家は他人事ではなくわがことで、突然そういう事情に追い込まれてしまうこともあると思います。やはり情報発信機能を高め、概要版1,000部を利用するほか、ネットやSNSも利用しながら情報発信をしていきたいと思います。また、多世代にわたり大切な情報だと思いますので、そういった点も念頭に置いて精一杯取り組んでまいりたいと思います。

【座長】他にいかがでしょうか。最後に貴重な意見をいくつかいただきましたので、事務局の方で対応をしていただければと思います。それでは本日の協議会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。次期以降もよろしく願います。